

# 業務指示書

## 南アフリカ共和国エクルレニ市における無収水対策

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年8月22日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年8月27日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 先行した者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無収水対策にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／無収水対策）】

- 1) 類似業務の経験：無収水対策にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：南アフリカ共和国 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 管路流量計測】

- 1) 類似業務の経験：管路流量計測にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：南アフリカ共和国 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2018年8月31日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(ZAR1 = 8.43233 円, US\$1 = 110.490 円, EUR1 = 127.769 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定したH時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／無収水対策  
管路流量計測

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.00 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年9月13日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

南アフリカ共和国エクルレニ市における無取水対策

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/無取水対策	業務主任者のみ (34.00)	業務管理グループ ( )
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 管路流量計測	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

#### (1) DBSAとJICAの連携

南部アフリカ開発銀行(Development Bank of Southern Africa:以下DBSA)は、南アフリカ政府が100%出資する開発金融機関で、アフリカ全土のインフラ開発に対する投融資を実施している。JICAは2010年にDBSAと連携協定を締結し、同年から個別専門家「TICADアドバイザー」を派遣(第一期:2010年10月~2015年10月、第二期:2015年11月~2018年11月)。エネルギー、運輸、水分野において円借款案件の形成や協調融資の可能性の検討を行なっている。

#### (2) 南アフリカにおける水道インフラの課題およびDBSAの関与

南アフリカの水分野では近年、上下水道インフラ設備の老朽化や人材・資金の不足に伴う水道施設の維持管理が問題となっている。具体的には恒常的な漏水、給水施設の老朽化に伴う高い無収水率などのハード面における問題と、低い料金徴収率による経営悪化、技術人材育成/技術継承の欠如による技術力低下等のソフト面における問題である。こうした課題に対し、安定した水供給や水道事業サービスの発展・向上のために「無収水の削減」は早期に取り組むべき課題として同国の政策、並びに自治体戦略に挙げられている。国の政策に沿って、DBSAは水分野を重点セクターの一つとし、特に無収水の問題が深刻なエクルレニ市を優先対象都市の一つとし支援を検討している。検討にあたり、必要な情報収集と問題分析に関してJICAに対して支援要請があった。

#### (3) エクルレニ市における無収水対策の現状と課題

エクルレニ市の無収水率は約40%であり、南アフリカ国内でも最も無収水、特に漏水による問題が深刻な都市のひとつである。同市は、2024年までに無収水率を20%以下に削減することを目標としている。同市の2020年の水需要予測は476万トン/日であるが現在、市での給水量(有効水量+無効水量)は420万トン/日であり、今後の需給のギャップを埋めなければ、深刻な水不足に直面する見込みである。水不足解決のためには水供給量の絶対量を増やすことは長中期的な課題であるが、短期的には漏水による無収水を減らしていくことが課題である。他方でエクルレニ市は、市内各地区における水収支<sup>1</sup>といった基本的な情報を把握できていない初歩的な段階であり支援を必要としている。

#### (4) パイロット地区について

エクルレニ市は、無収水対策にかかる包括的なマスタープランを策定し、優先地域や優先案件を特定し、その実現にむけた取り組みや融資の検討を行

<sup>1</sup>一定の地域において一定の期間に流入する水の量と流出する水の量との差引勘定。

っている。特に無収水率が高いとされているジェームストーン地区レガパーク西区域（別紙 地図参照）をパイロット地区での調査を支援する。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 上位目標

エクルレニ市においてプロジェクトで強化された無収水対策技術が活用され、十分に安定的な水供給が実現される。

### (2) プロジェクト目標

エクルレニ市のジェームストーン地区レガパーク西区域（以下、パイロット地区とする）において、データの収集、無収水対策戦略と実施計画の立案を支援する。

### (3) 期待される成果

成果 1：パイロット地区の中に「District Metered Area (DMA)」が特定される。<sup>2</sup>

成果 2：パイロット地区の断水された小區画における水収支表が作成される。<sup>3</sup>

成果 3：パイロット地区での現状分析を元に、エクルレニ市の効果的な無収水削減施策が立案される。

成果 4：DMA 特定のための準備から無収水対策実施計画策定までの一連の手順書が作成される。

成果 5：無収水対策の実施能力が向上する。

### (4) 活動の概要

コンサルタント専門家は、以下に記載する活動を実施する。コンサルタントは、以下を参考に各期における業務内容を検討し、必要な資機材の準備方法も含め、プロポーザルにて提案すること。成果 1、2の結果から無収水の原因を追究し、対策戦略立案及び実施計画の策定（成果 3、4に向けた活動）を支援する。また、すべての調査行程にエクルレニ市の水道事業担当職員を帯同し、同市職員の能力強化を同時並行で実施する（成果 5に向けた活動）。

#### 【成果 1に係る活動】

- 1) エクルレニ市の水道事業担当職員から聞き取りをしてパイロット地区における無収水の現状を把握する。
- 2) エクルレニ市の水道事業担当職員と協力し、事前情報共有＋バルブ類の動作確認を行う。

<sup>2</sup> District Metered Area (DMA)とは「水道メータで給水量を管理する区切られたエリア」を意味し、一箇所もしくは複数箇所からの水道水の流入量を流量計(流量メータ)で計測し、区切られた区域内の各戸に設置されている水道メータの使用量の全戸分の合計を差し引きすることで、ある期間内のDMA内での損失流量が計測できる。

<sup>3</sup> 国際水協会 (IWA) 様式のもの、南アフリカ様式の両方を作成する。

- 3) エクルレニ市の水道事業担当職員と協力し、パイロット地区において断水の事前告知をする。
- 4) エリアバルクメータ、ロガーの動作確認を行う。
- 5) 断水された小区画を設定し<sup>4</sup>、各小区画の流量を測定する。流量測定に当たっては夜間最小流量想定は1週間とし、月間データは継続して計測する。
- 6) エクルレニ市及びDBSAと情報共有・協議しつつ、パイロット地区で実施した手法をエクルレニ市全域に展開する場合を想定し、その際の手順、課題、実施規模（エリアの数、小区画の数、必要な資機材投入量、人員、期間等）、スケジュール等を検討、整理する。また、必要に応じて、事業効果を高める為の提言を併せて行う。
- 7) 成果1に係る全ての活動状況及び課題等を時系列で記録する。

#### 【成果2に係る活動】

- 1) 各小区画の水収支表を作成する。
- 2) 成果2に係る全ての活動状況及び課題等を時系列で記録する。

#### 【成果3に係る活動】

- 1) 南アフリカやエクルレニ市における水セクターの国家開発方針、戦略文書、調査報告書など、無収水対策に関係する既存の資料をレビューする。
- 2) パイロット地区での無収水の現状を参考に、エクルレニ市の無収水対策戦略を立案を支援する。
- 3) パイロット地区での無収水の現状を参考に、エクルレニ市の無収水対策実施計画の策定を支援する。
- 4) 成果3に係る全ての活動状況、及び課題を時系列で記録する。

#### 【成果4に係る活動】

- 1) 成果1、2、3に係る活動の実施過程で収集された情報・記録を元に断水区画・計測作業の準備から無収水対策実施計画策定までの一連の手順書（案）に関し、エクルレニ市水道事業担当者共同で作成する。
- 2) 成果1、2、3に係る活動をエクルレニ市がパイロット地区、およびエクルレニ市全域で独自に実施するための積算根拠となるデータの収集等を行い概算経費を試算する。

<sup>4</sup> 断水された小区画とはDMA内において周囲からの流入流出の無い水理的に独立したエリアとして区画した小区画のこと。今回の現場ではインフォーマル居住地区及びフォーマル住居地区が存在するため、DMA全体とインフォーマル部分それぞれ区画して計測を行ない、フォーマル住居地区は更に区画して計測を行う予定。

【成果5に係る活動】

- 1) 成果1、2、3、4に係る全ての活動についてエクルレニ市の水道事業担当職員へのオンザジョブトレーニング(OJT)を実施する。
- 2) エクルレニ市で行われている職員向けの既存の無収水対策の研修制度に関する情報収集と分析を行い、問題点・改善案を整理する。

(5) 対象地域

南アフリカ共和国ハウテン州エクルレニ市。うちパイロット地区はジェームストーン地区レガパーク西区域(別紙 地図参照)。

(6) 関係官庁・機関

南部アフリカ開発銀行(DBSA)  
南アフリカ共和国ハウテン州エクルレニ市

3. 業務の目的

「南アフリカ共和国エクルレニ市における無収水対策」に関し、当該プロジェクトに係る業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICA 事務所及び本部関連部署との連携

本業務の実施に際し、JICA 南アフリカ事務所、JICA アフリカ部アフリカ第三課、JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二課と連携の上、業務を実施する。

(2) DBSA との連携

本業務はDBSAに派遣中のTICADアドバイザーの活動を無収水対策の面で補完するものである。本調査の結果を元に、DBSAがエクルレニ市への融資を検討する予定である。

(3) エクルレニ市水道事業担当職員へのオンザジョブトレーニング

エクルレニ市の職員は全体で約20,000人居り、そのうち、水道担当部署の職員は約1,000名である。水道担当部署の職員数人を本調査に帯同させ、成果1、2、3、4に係る全ての活動についてエクルレニ市の水道事業担当職員へのオンザジョブトレーニング(OJT)を実施する。またOJTを受けた職員から他の水道担当職員に広く無収水対策の技術移転がなされるように留意する。OJTの効果的な内容及び範囲等についてプロポーザルの中で提案すること。



#### (4) JICA 他案件と連携

JICA は、南アフリカにおいて、技術協力プロジェクト「IBTC 無収水研修能力強化プロジェクト」を 2017 年 10 月から実施している。同プロジェクトに派遣中の長期専門家と適宜、連携することができるよう留意する。

#### (5) 流量計測上の留意点

業務の目的を念頭に流量及び水圧計測の詳細手法についてプロポーザルにて提案すること。計測間隔、計測精度や誤差補正、現場指導手法にも言及すること。なお、バルク管種はダクタイル管、口径 400mm である。別紙のバルク流量計室の内部の写真も参照すること。

### 6. 業務の内容

市内でも無収水率が高いジェームストーン地区(パイロット地区)において、以下を実施することとするため、派遣中の個別専門家「TICAD アドバイザー」に加え、本件コンサルタントを派遣し、以下の業務にかかる技術指導を行う。

- ① パイロット地区で DMA を特定し、その特定過程を通じて本地区の水道管網の管理技術の現状及び課題を分析する。
- ② 取得されたデータ及び既存のデータも活用して分析を行い、パイロット地区の水収支を把握する。
- ③ パイロット地区での水収支とその他既存のデータを元に、エクルレニ市全体の無収水対策戦略の立案・実施計画策定を行う。
- ④ DMA 構築、水収支の把握の作業にかかる経費積算・手順書作成を行い、エクルレニ市全域に無収水対策を展開する際の基礎資料として取り纏める。
- ⑤ OJT と既存の研修分析を通じて、エクルレニ市の水道事業担当職員の無収水対策の能力を強化する。

### 7. 報告書等

#### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

##### 1) インセプションレポート

記載事項： 業務の基本方針、業務計画・方法、作業工程、要員計画  
提出時期： 2018 年 10 月下旬  
提出部数： 英文 5 部

##### 2) 業務完了報告書

記載事項： 全業務の結果  
提出時期： 2019 年 2 月下旬  
提出部数： 英文 5 部

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約におけ

る報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は2018年10月中旬から2019年3月下旬までとする。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 約7.0M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置を業務計画書にて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記することとする。

#### <業務従事予定者>

##### ① 総括／無収水対策（2号）

本邦水道事業体における管路施設管理の現場実務経験（漏水対策計画策定を含む）を有することが望ましい。日本ばかりでなく開発途上国等における無収水対策に関するノウハウの蓄積があると望ましい。

##### ② 管路流量計測（4号）

超音波流量計、水圧計などを用いて断水区画作業のサポート、水量・水圧の計測及び指導等を担当することを想定。本邦や途上国における水道事業、管路施設管理等の現場における計測管理の実務経験があることが望ましい。

#### 3. 相手国の便宜供与

なし。

#### 4. 配布資料および閲覧資料

##### (1) 配布資料

本プロジェクトに関する以下資料を JICA アフリカ部アフリカ第三課（TEL:03-5226-8284）にて配布する。

- パイロット地区の地図。

- バルク流量計室の内部の写真。

## (2) 閲覧資料

本プロジェクトに関連する以下の案件の資料が公開されている。

- IBTC 無収水研修能力強化プロジェクト案件概要表  
(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600322/index.html>)

## 5. 業務で使用する機材

次の機材を現地業務にて使用することを想定するが新規に調達（レンタル等を含む）することを可とするので、プロポーザルで提案すること。新規調達の場合、コンサルタントは「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に基づき、業務実施調達分について調達を行う。本業務用機材の使用又は調達等にかかる経費は本見積りに含める。

- 超音波流量計又はこれに準ずる流量計（1秒以下の間隔で計測できるもの）
- 水圧計
- 流量計用ロガー
- 水圧計用ロガー

## 6. 現地再委託

本業務の一部について、現地再委託も活用して実施することも可とし、その委託内容及び範囲等についてプロポーザルの中で提案すること。なお、現地再委託の全体人月(M/M)は8M/M程度を想定しており、この経費は見積もりに含める。経費の範囲は500～800万円程度を想定している。

コンサルタントは、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に基づき、委託業者の選定及び委託業者との契約を行い、その業務遂行に際しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 7. その他留意事項

### (1) 具体的な安全管理対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとする。

- ① 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。
- ② 現地派遣前は機構ウェブサイトで提供する安全対策研修を受講すること。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/information/20161111.html>)
- ③ 現地業務中は、安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を厳守してください。専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要があります。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すこと。また現地作業中における安全管理体

制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に  
本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相  
談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する  
約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とす  
ることを想定している。

以上